

くらしき環境フェスティバル2022企画運営業務委託 仕様書

1 件名

くらしき環境フェスティバル2022企画運営業務委託

2 目的

倉敷市が主催する「くらしき環境フェスティバル2022」について、若い世代・無関心層をターゲットの中心と捉えつつ、体験やイベントを通じて多くの市民に参加してもらうことで、市民の幅広い層へ対して、環境保全についての関心と理解を広めるとともに、環境保全活動意識の向上を図るため、より魅力的な企画・運営が行えるようイベント開催にかかる業務を委託するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和4年9月30日（金）まで

4 履行場所

環境交流スクエア（東棟1階，西棟4階），芝生広場及び駐車場の一部
（〒712-8057 倉敷市水島東千鳥町1-50）

5 実施日程（予定）

令和4年9月24日（土）9時30分～13時

6 設営等日程（予定）

令和4年9月23日（金）12時以降 及び
令和4年9月24日（土）7時～9時，14時以降

7 委託業務内容

（1）計画・準備

業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示し，市の承認を得ること。

（2）イベント企画について

- ・提案書提出前に会場等の現地確認を行うなどにより，環境交流スクエア館内，芝生広場，環境交流スクエア駐車場（ブース出展を想定）のスペースを考慮した提案にすること。
- ・来場者想定数を約4,000人とすること。

① オープニングセレモニー

- ・オープニングセレモニーを開催すること。
- ・市長あいさつ，来賓紹介等の実施を想定して企画すること。
- ・司会進行役を手配すること。

② ステージイベント

- ・幅広い年齢層，とくに若い世代が楽しめる，集客力のあるイベントを開催すること。
- ・ただし，新型コロナウイルス感染症対策の担保ができる内容であること。
- ・その他，地元に着したステージショー等を開催すること。

③ 出展者コーナー（ブース）

- ・各出展者ブースの企画・運営は出展者自身が行う。

- ・出展見込みの団体等との調整については、当初は市が調整を行うこととするが、出展者及び内容が確定した時点で、以降の調整は受託者が引継いで実施するものとする。
 - ・公表開始時点においては、市が調整している出展団体数は26団体、設置ブース数は24程度を想定している。
- ④ テーマコーナー（ブース）
- ・市が掲げるイベントテーマに沿った内容で、来場者参加型のイベントを企画・提案すること。
 - ・令和4年度のテーマは「ゼロカーボンとSDGs」とする。
（参考）環境省「ゼロカーボンアクション30」
SDGs未来都市倉敷ウェブサイト「倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー」
 - ・ブース設置場所は、環境交流スクエア東棟A～Dフロアとすること。
- ⑤ 緑のカーテンコーナー（ブース）
- ・緑のカーテン募集作品（市がデータを提供）を利用し、効果的なレイアウト等を考慮した展示ブースを設置すること。
- ⑥ 講座参加はがき引換えプレゼント（ブース）
- ・環境学習センターが実施する小学生対象の夏休み講座の応募者全員に、応募はがきを引換券とした特製缶バッジ配布を実施する。缶バッジは市が準備する。
 - ・配布作業が円滑に実施できる体制を提案すること。
（参考：令和3年度の講座申込総数は約1,600名、来場は最大3割程度と想定）
- ⑦ 環境クイズラリー
- ・環境に関するクイズラリーについて企画・提案すること。
 - ・各出展ブースへの周回性を持たせるような企画とすること。
 - ・配布作業が円滑に実施できる体制を提案すること。
 - ・クイズ景品は市が準備する。
- ⑧ CO₂削減取組の促進
- ・「来場者の公共交通機関利用促進」など、イベントが「環境に配慮したCO₂削減への取組」をアピールできる仕組み企画すること。
- ⑨ 飲料販売
- ・熱中症対策として、屋外会場に飲料販売を行うブースを設置すること。
 - ・販売業者は受託者が手配すること。
 - ・販売ブース及び会場内に、飲料容器のリサイクル回収箱を設置すること。
- ⑩ 独自提案
- ・①～⑨以外に独自企画を提案すること。
- 【注意事項】** 新型コロナウイルス感染症対策のため、喫食を伴うイベントや販売（テイクアウト含む）は行わないこと。
- ・「リサイクルフェアinくらしき2022」について、当該イベントと連携を図る必要がある場合には、市と協議の上、実施すること。

(3) イベントの運営について

- ① 企画されたイベントの運営を行うこと。
- ② イベントに必要な備品等を準備すること。
- ③ イベント内容については市と受託者が協議して決定すること。
- ④ 駐車場及び指定する場所・施設に警備員を配置すること。
(配置場所については別添「駐車場位置図」参照)

【参考】令和3年度環境フェスティバルでの配置予定人員数

施設名 (配置場所)	駐車台数	配置人数
環境交流スクエア	160	4
第五福田小学校	150	3
E N E O S 駐車場	50	2
水島千鳥町公園	40	1
栄駅前駐車場	40	1
東常盤第3公園	50	1
水島体育館第2駐車場	※駐車禁止の対応	1
フリー誘導員		1

- ⑤ イベント開催時には、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
 - ・ 入場者への検温，消毒，体調確認
 - ・ 会場内が密にならないよう適切な人流管理
 - ・ 各出展ブースの受付場所における感染防止対策
 - ・ その他感染防止対策として必要な措置
- ⑥ イベント開催中に発生し得る，傷害及び賠償責任について保険に加入し対応すること。
- ⑦ 本部テント隣には救急用テントを設置し，保健師の手配を行うこと。
- ⑧ イベント来場者数が把握できる仕組みを考案すること。

(4) 宣伝広報について

- ① イベントの詳細を周知するチラシを42,000枚作成すること。なお，配布については市が行うが，市の指定する仕分方法で納品すること。
- ② チラシの納期限は，令和4年8月25日(木)とする。
- ③ チラシ等は写真，駐車場及びイベント会場がわかる地図，イベント内容や展示場内のレイアウトがわかるイラスト等を使用し，魅力的なビジュアルにすること。
- ④ 校正等は，提案を行い，倉敷市の承認を得ること。
- ⑤ データは市の求める形式で提供すること。
- ⑥ その他，効果的な宣伝広報の提案があれば行うこと。

(5) 会場設営及び看板製作・運搬・設置・撤去

① 看板の製作及び設置・撤去

- ・受託者の提案によりイベント企画に合わせた会場づくり及びデザイン性のある看板を作成すること。
- ・環境交流スクエア館内入口（東西棟）、会場の目立つ場所には、イベントの配置や内容、タイムスケジュールがわかる案内看板を設置すること。
- ・会場内の各出展ブースの案内表示を設置すること。
- ・事前に市の承認を得ること。
- ・交通誘導及び駐車場の看板については市が手配するが、設置・撤去については受託者が実施すること。

② 会場内で使用する備品の搬送業務

③ 駐車場の整備

- ・使用する駐車場の借用申請は市が行うが、撤去作業及び原状回復作業（ゴミ拾い等）については受託者が責任を持って行うものとする。

(6) 連絡・調整体制及び打ち合わせ業務

① 連絡・調整が速やかに行えるような体制を構築すること。

② 市と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。

③ 協議を行った場合、議事録を作成し、すみやかに提出すること。

(7) 納品場所

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課 環境学習センター

8 実施計画及び実施報告

本業務委託実施にあたり、実施計画書を契約締結から速やかに提出すること。

なお、実施計画作成にあたっては、市と協議を行い作成すること。

また、業務完了後に作業内容を記録した実施報告書を速やかに担当者へ提出すること。

9 再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を市に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、受託者が最終責任を負うこととし、これが受託者と製造者の契約等によって担保されていること。

10 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ること。

1.1 費用負担

本業務に要するすべての経費は受託者の負担とすること。

1.2 成果品

成果品を提出すること。

なお、提出期限等、詳細については、市と協議し、決定すること。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 暮らしき環境フェスティバル2022 イベント内容仕様書 | 2部 |
| (2) 暮らしき環境フェスティバル2022 イベントチラシ | 2部 |
| (3) (1) 及び (2) の電子データ (CD-R) | 1式 |
| ※ (2) についてはA i データ (アウトライン化前/後の2パターン) | |
| (4) 業務実施計画書・業務完了報告書 | 2部 |
| ※実施結果, イベントの様子を撮影した写真等 | |
| (5) その他指示するもの | 1式 |

1.3 資料の貸与

市は本業務に必要な資料を受託者に貸与するものとするが、その使用については受託者が責任を持って管理し、汚損、紛失のないよう万全の注意を払い、使用後は延滞なく当該資料を市に返還しなければならない。また、受託者は市に使用書を提出すること。

1.4 この仕様書に定めのない事項

- (1) この仕様書の定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議のうえ定めること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務の遂行が困難な場合は、一部中止または契約内容変更等の対応をとる場合がある。中止または内容変更等になった場合は、双方協議の上、業務内容を変更するものとする。

駐車場位置図

